

寄居町地域公共交通活性化協議会委嘱書交付式 次第

日 時：平成30年1月17日(水)

午後2時00分～

場 所：寄居町役場3階

第一委員会室

- 1 開 式
- 2 会長あいさつ
- 3 委 嘱 書 交 付
- 4 新委員自己紹介
- 5 副会長及び監事の選任
- 6 閉 式

平成29年度 第2回寄居町地域公共交通活性化協議会 次第

- 1 開 会
- 2 報 告 事 項
 - (1) 平成29・30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について
 - (2) デマンド型乗合タクシーの運行状況等について
 - (3) 愛のりタクシー利用促進事業の実施状況について
- 3 議 事
 - 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)の自己評価について
 - 議案第2号 平成30年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

平成29年度 第2回寄居町地域公共交通活性化協議会

<会議資料>

資 料	寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿	1
報告事項	(1) 平成29・30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について	2
	(2) デマンド型乗合タクシーの運行状況等について	5
	(3) 愛のリタクシー利用促進事業の実施状況について	7
議案第1号	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)の自己評価について	10
議案第2号	平成30年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について	12

【資料】

寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分		氏名	団体名等
1号委員	一般乗用旅客自動車 運送事業者	本間 政道	有限会社本間タクシー代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	野崎 武志	寄居タクシー有限会社代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	松本 久美子	株式会社桜交通代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	福島 博幸	大信観光花園有限会社取締役
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	家内 知宣	武蔵観光株式会社総務部長
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	堀米 康史 新	イーグルバス株式会社経営企画室長
2号委員	一般乗用旅客自動車運送 事業者が組織する団体の 代表者	高原 昭	埼玉県乗用自動車協会専務理事
3号委員	町民代表	小淵 雅和	寄居町連合区長会副会長
	町民代表	池田 和男	寄居町民生委員・児童委員協議会長
	町民代表	鳥塚 幹夫	寄居町身体障害者福祉会長
4号委員	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局	藤田 幸也	埼玉運輸支局 総務企画担当 首席運輸企画専門官
5号委員	寄居町副町長	島村 克己	寄居町副町長
6号委員	熊谷県土整備事務所	平塚 信行	熊谷県土整備事務所管理担当課長
	寄居警察署	江原 弘満	寄居警察署交通課長
	学識経験者	久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	一般乗用旅客自動車 運送事業者の運転手代表	石川 守男 新	有限会社本間タクシー乗務員
	埼玉県企画財政部	能勢 一幸	埼玉県企画財政部交通政策課主幹
	東秩父村総務課	柴原 正	東秩父村総務課長
	寄居町総務課	松本 佐一	寄居町総務課長
	寄居町商工観光企業誘致課	嶋崎 靖彦	寄居町商工観光企業誘致課長

(任期：平成31年12月18日まで)
(平成30年1月17日現在)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の概要

1. 概要

地域特性等に応じた最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、幹線バスなどの地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス・デマンド交通の運行を支援。

2. 補助対象

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

3. 補助対象経費

経常費用から経常収益を控除した額（次損額）

※経常費用…事業者のキロ当たり経常費用×系統毎の実車走行キロの実績）

経常収益…系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績）

5. 主な補助要件

- ・ 地域幹線バス系統へのアクセス機能を有し、過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの 等々
- ・ 乗車人員が2人/回以上（30年度見直し）であること。

6. 申請～交付サイクル

平成28年度	平成29年度	平成30年度
4～9月	10～3月	4～9月
	10～3月	4～9月
	10～3月	10～3月
協議会→国	29補助事業期間	30補助事業期間
協議会→国	H28.6 計画認定申請	H29.6 計画認定申請
国→協議会	H28.12 内定通知	H29.9 計画認定通知
協議会→国	H29.5 変更申請	
国→協議会	H29.7 内定通知 (変更)	
事業者→国	H29.11 交付申請	交付申請
協議会→国	事業評価	事業評価
国→協議会	確定通知	確定通知

7. 補助金額の推移

	補助額 (千円)	上限額算定式	対象人口 (人)
25	3,075	対象人口×433.66円+439万円	8,784
26	6,183	対象人口×299.07円+400万円	8,516
27	5,354	対象人口×240.40円+400万円	8,526
28	4,688	対象人口×200.00円+300万円	8,440
29 (当初)	3,380	対象人口×150円×0.7+250万円	
29 (変更)	4,258	対象人口×150円+300万円	8,389
30	3,636	対象人口×150円+240万円	8,240

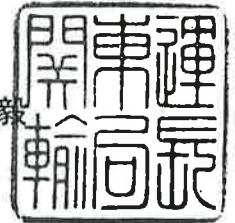
※対象人口は、交通不便地域内の計画認定申請する年度の前年度の3月末現在の住基人口。(H30の場合、計画認定申請がH29となるため、H28年度末人口)



関交企第 31 号
平成 29 年 7 月 3 日

寄居町地域公共交通活性化協議会
会長 島村 克己 殿

関東運輸局長
持永 秀毅



平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更認定及び補助額の内定について

平成 29 年 5 月 22 日付で認定申請のあった「平成 29 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第 18 条により準用する第 10 条の規定により、平成 29 年 6 月 29 日付け 国総支第 22 号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第 18 条及び第 22 条により準用する第 10 条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

(運行系統数) 3 系統 (補助内定額) 4, 258 千円

○車両減価償却費等国庫補助金

(車両数) 両 (補助内定額) 千円



関交企第5'5号
平成29年9月29日

寄居町地域公共交通活性化協議会
会長 島村 克己 殿

関東運輸局長
持永 秀毅



平成30年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定について

平成29年8月18日付け寄地公発第12号で認定申請のあった「平成30年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第10条の規定を準用する第18条により、地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして、認定したので通知する。



3

【報告事項】

寄居町デマンド型乗合タクシーの運行状況等

1 登録状況

平成29年11月末時点での登録者数は3,206人である。男女比は概ね2：1と女性が圧倒的に多く、年齢別では70歳代の登録が最も多く、60歳代以上では全体の約3/4を占めている。

(平成28年度同期比67人増)

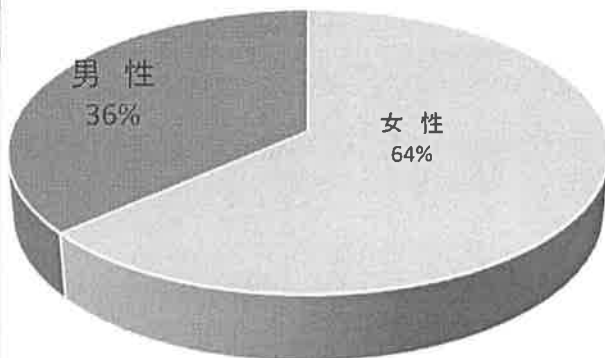
11月末時点登録者数： 3,206 人

■年齢別男女別登録者数

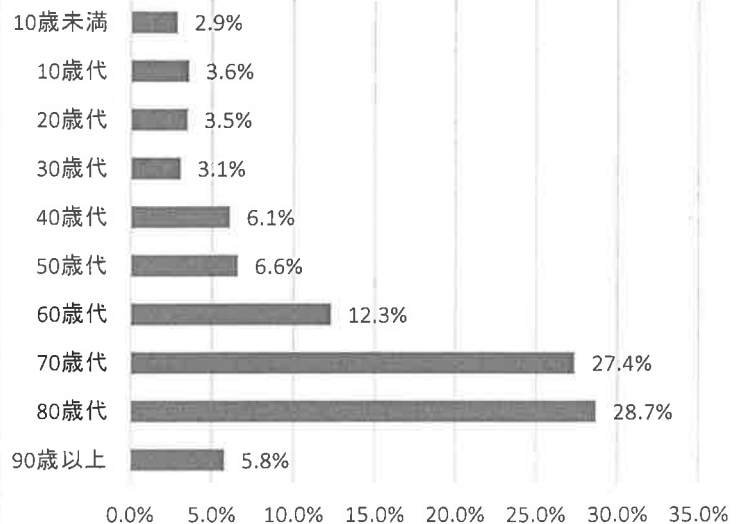
年齢	女性	男性	全体	構成比
10歳未満	49	45	94	2.9
10歳代	55	60	115	3.6
20歳代	64	48	112	3.5
30歳代	60	39	99	3.1
40歳代	93	102	195	6.1
50歳代	123	89	212	6.6
60歳代	235	159	394	12.3
70歳代	591	288	879	27.4
80歳代	640	280	920	28.7
90歳以上	126	60	186	5.8
合計	2,036	1,170	3,206	100.0

※ 人数は累計

■男女比



■年齢構成比



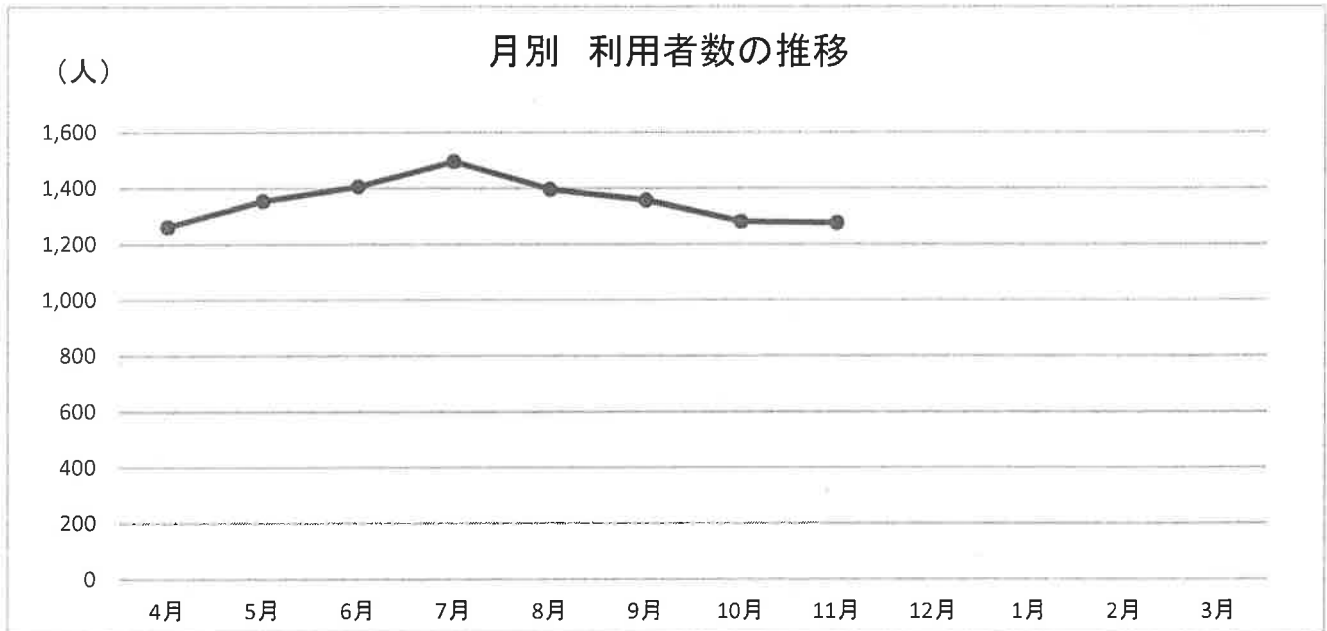
2 利用状況 : 平成29年4月～平成29年11月

■利用人数

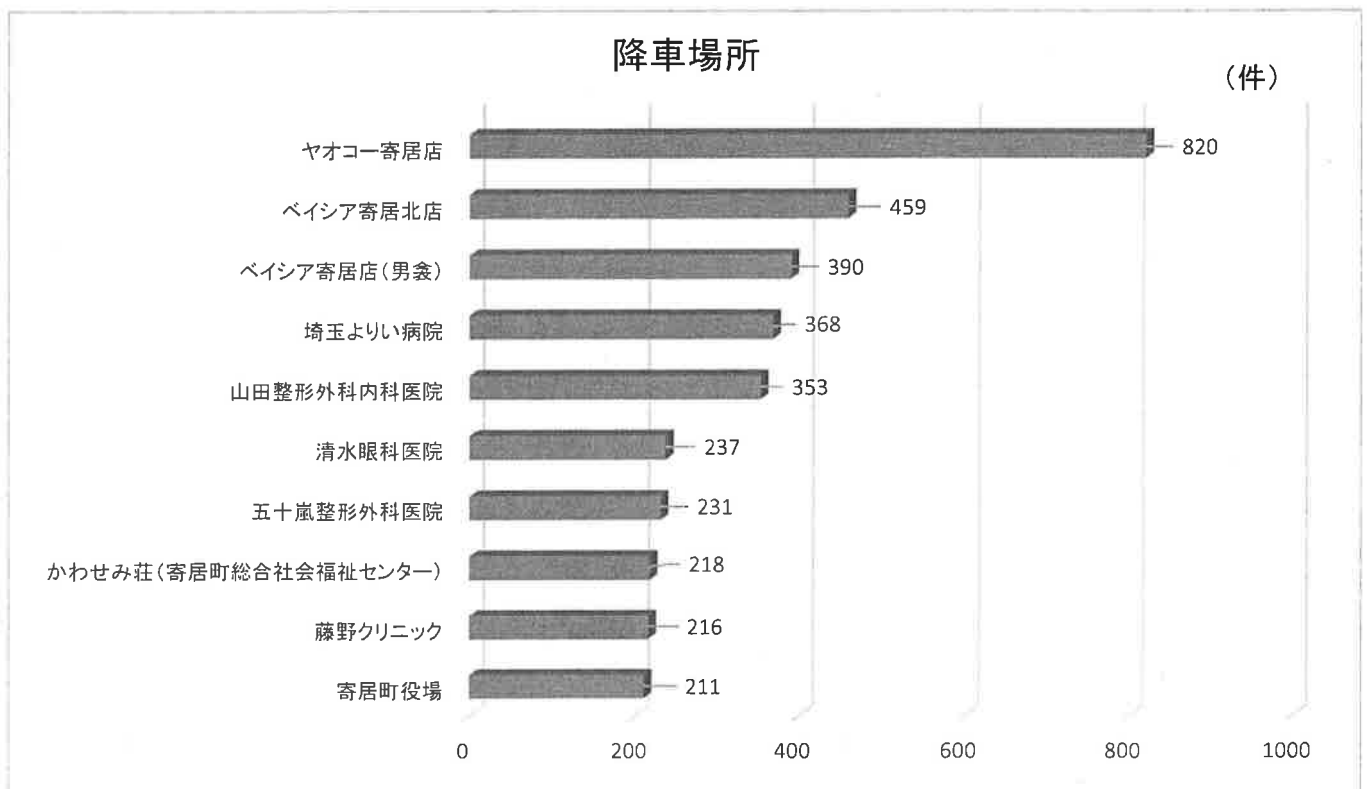
単位:人・%

利用年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数	1,263	1,355	1,407	1,496	1,397	1,358	1,281	1,276					10,833
1日当たり	42	44	47	48	45	45	41	43					44
乗合率	43.2	46.0	49.2	48.5	41.2	43.8	41.9	45.0					44.9
昨年度乗合率	51.3	51.5	49.0	45.7	45.6	48.4	50.8	51.4					49.2

※乗合率(利用者ベース) = 乗合時の利用者数 ÷ 総利用者数



■共通乗降場利用状況 (累計予約件数、上位10施設)





愛のりタクシーを上手に活用しましょう！

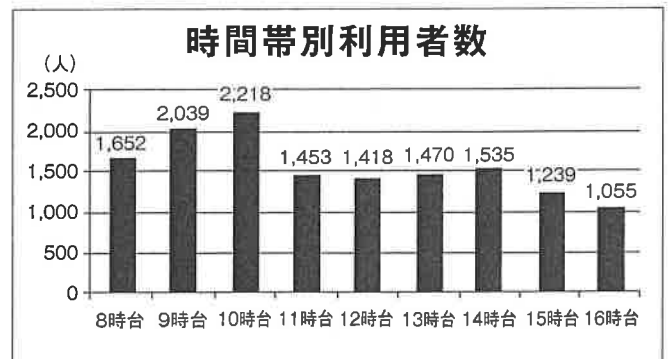
愛のりタクシーは、皆さんの相乗りによって、効率的で低コストの事業運営が可能となっています。平成28年度の時間帯別の利用状況はグラフのとおりですので、利用する際の参考にしてください。なお、曜日別では月曜日が比較的空いています。

また、昨年度から、車いすに乗ったまま利用できるワゴンタイプの運行を開始しました（介助者の同乗が必要）。利用を希望する場合は、予約時に車いすのまま利用したい旨をお伝えください。

予約受付 ☎ 580・0555

※予約受付は乗車希望日の1週間前～当日の1時間前です。
当日や前日の予約の場合、ご希望に添えないことが多くあるため、余裕をもってご予約ください。
※新規に利用を希望する場合は、男衾・用土連絡所、社会福祉協議会に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、都市計画課へ提出してください。

■問い合わせ
都市計画課 (☎581・2121内線243)



里の駅アグリ館からのお知らせ

各地区のみかんを買い取ります！



里の駅アグリ館では、昨年度から、風布、小林地区のみかんに加えて、金尾、桜沢、折原、鉢形地区のみかんを買い取り、味わいもさまざまな各地区のみかんジュースの製造を始めました。今年度も買い取りを実施しますので、町内の各地区で採れたみかんをぜひ出荷してください。

併せて、みかんジュースの加工・製造スタッフを募集します。ご自分の地区で採れたみかんを使って一緒に「ご当地みかんジュース」を作ってみませんか？ 詳細はお問い合わせください。

みかんの買い取り

- 期間
10月～平成30年2月末
- 買い取り金額
1kg当たり150円(予定)
- その他
搬入方法等の詳細については、お問い合わせください。
※①氏名②住所③電話番号④出荷重量(kg)と出荷時期をお知らせください。
- 問い合わせ
里の駅アグリ館(大字折原1810-2、☎577・3743)

～みかんジュースができるまで～



Step 1

生産者からおいしいみかんの出荷



Step 2

アグリ館の設備で加工・製造



Step 3

寄居名産みかんジュースのできあがり！
各地区の味をお楽しみください。

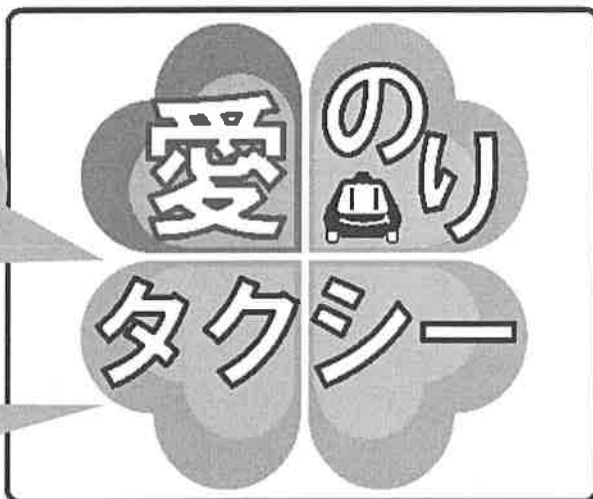
寄居町愛のりタクシー

町では、公共交通サービスとしてデマンド型乗合タクシー（愛のりタクシー）を運行しています。このサービスは、交通手段に不便をきたしている方に自宅などから目的地まで、乗り合いタクシーにより送迎するものです。

通院、買い物など幅広く利用できますので、身近な交通手段としてぜひご利用ください。

「愛のりタクシー」とは
末永く町民に愛されるよ
うにとの願いから名づけ
られた愛称です。

車いすの方でも
利用できます。



デマンド型乗合タクシーとは...

デマンド（需要）に応じて柔軟に運行する利用者主導型の交通で、目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、他の人も乗り合って目的地に送迎するタクシーです。

車は乗り合う人を時間にあわせて順に迎えに行き、それぞれの目的地まで送迎します。

— ご 利 用 に あ た っ て —

1 利用には事前の登録が必要です。

- 事前に利用者登録書を提出してください。
- 寄居町民であればどなたでも利用できます。
- 登録申請書は、役場都市計画課、男衾・用土連絡所、町社会福祉協議会に備え付けのほか、町公式ホームページからダウンロードできます。
- 実際に利用する際は、利用日の1週間前から当日1時間前までに電話予約が必要です。

2 料金は1回300円です。

- 乗車料金は1回の利用（片道）ごとに300円です。
- ただし、未就学児の利用は、大人1人の同乗につき1人を無料です。
- 未就学児のみの乗車はできません。

※ 料金は、乗車の際に運転手に現金でお渡しください。

3 年末年始を除く毎日運行します。

- 毎日運行します。
- ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は運休です。
- 運行時間は、午前8時から午後5時までです。

4 町内全域を運行します。

- 運行エリアは、寄居町内全域です。
- ご自宅から寄居町内の公共施設や病院、商店などの共通乗降場*までご利用いただけます。
(帰りも、共通乗降場からご自宅まで利用できます。)
- ※共通乗降場…町内の公共施設や病院、商店、駅、バス停留所など、町があらかじめ設定した場所。

詳しくは担当まで

担当：寄居町 都市計画課 048-581-2121（代表）



返そうかな...

運転免許の返納を お考えの方へ

「運転経歴証明書」
の原本



運転免許を返納して申請すると「運転経歴証明書」を取得できます。
この運転経歴証明書は、金融機関等の身分証明書として使用できるだけでなく「高齢者運転免許自主返納ロゴマーク」のある店舗や施設で提示することでさまざまな特典が受けられます。

「運転経歴証明書」とは

運転経歴証明書は、運転免許経歴を証明するもので、運転免許証の有効期間内に自主的に免許を返納した日から、5年以内に返納者本人が申請することにより取得することができます。

※事故や違反等により免許の停止、取消の対象になっている方、免許停止中の方は、申請による取消はできません。

運転経歴証明書の申請先

- ▶ **運転免許センター**
日曜日・平日（月～金曜日）
8：30～11：00
13：00～15：30
 - ▶ **各警察署（鴻巣警察署を除く）**
※自主返納と同時に運転経歴証明書を申請の場合のみ受付
平日（月～金曜日）
8：30～11：00
13：00～15：30
- 【申請に必要なもの】**
- ・交付手数料 1,000 円
 - ・運転免許証（自主返納と同日申請以外の方は身分証明書）

高齢者運転免許
自主返納ロゴマーク



このマークの店舗・施設で
ご利用できます

高齢者運転免許自主返納のロゴマークは、青山学院女子短期大学芸術学科 田島俊雄教授がデザインしたもので、運転免許の返納後の生活支援をするもので、わかりやすく親しみの持てる形にしています。

「運転経歴証明書」に関するお問い合わせは

埼玉県運転免許センター 運転免許課

電話 ▶ 048-543-2001 (代)

受付時間 ▶ 平日の 8：30 から 17：15

◎以前の経歴証明書からの切替や、再交付、記載事項の変更などは運転免許センターまたはお近くの警察署までお問い合わせください。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成30年1月 日

協議会名: 寄居町地域公共交通活性化協議会
 評価対象事業名: 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内ライダーシステム)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
大信観光花園有限公司 有限公司本間タクシー 株式会社桜交通	・デマンド型の乗合タクシーを町内全域運行する。 ・事前予約に応じてドア・ツー・ドア方式により運行する。	利用状況のデータを蓄積・分析するとともに利用率向上に向けた検討を行った。 HP等の情報の見直しや発信を積極的に行った。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	H29(28.10～29.9)事業 ○目標 ・利用者数…43人/日 ・収支率…26% ○達成状況 ・利用者数…46人/日 ・収支率…21.4% ・収支差…15,978千円(運行経費 20,343千)(収益 4,365千) ・相乗り率…46.9%	収支率が目標に及ばなかった。 福祉車両の導入等により運行経費が増加したことが要因の一つと考えられる。 予約ができなかった対象者の集計情報を生かす。当日予約の希望が多い。曜日や時間帯による傾向を把握するとともに、利用時間の重複が問題と考える。 また、新規登録者は増えていて利用に結びついていないケースがあるため、利用しやすい環境づくりを目指す。 広報宣伝により乗合率を向上させ利用者数を増やしていく。
④ 事業実施の適切性: 生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,Cの3段階で評価する。 A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった					
⑤ 目標・効果達成状況: 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された(達成できる見込み)かを、設定した目標ごとにA,B,Cの3段階で評価する。 A: 事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み) B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み) C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)					

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成30年1月 日

協議会名：	寄居町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内ライダー系統)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	町内を面的にカバーするフルデマンド方式のタクシー運行により、交通不便地域居住者や高齢者等の日中の自立移動の手段が確保されていること。

【議案第2号】

平成30年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

(1) 事業主体

○寄居町

(2) 運行主体

○一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得した者

※ 町が入札により選定する。(昨年度：平成29年2月実施)

(3) 運行方式・対象

○フルデマンド運行

路線、運行時刻を定めず、運行エリア内を利用者の要求に応じて最大限の乗り合いを行うよう予約により運行する。

○主に高齢者の昼間時移動を支援する(通院、買い物等)。

(4) 運行日・運行車両

	平成30年度 (平成29年度と同様)		
運行日数	359日	304日	359日
運休日	年末年始(12/29~1/3)	日曜日、 年末年始(12/29~1/3) 及び5/3~5/5	年末年始(12/29~1/3)
車両	セダン車両 (乗客定員4名)	セダン車両 (乗客定員4名)	福祉車両(スロープ型) (乗客定員4名)
台数	1台	1台	1台

○車両は一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用できるものとする。

※一般乗合旅客自動車運送事業として使用する時間(午前8時00分の乗車に対応し、午後5時00分の降車に対応する時間までとする。)

※一般乗用旅客自動車運送事業として使用する時間(上記以外の時間とする)

※予備車両3台

(5) 利用時間

○8:00~17:00

午前8時00分の乗車から、最終降車を午後5時00分とする。

(6) 乗車料金

○一律定額 300円(未就学児の利用は、保護者1人の同乗につき1人を無料とする。)

(7) 運行区域

○寄居町全域を運行

(8) 乗降場

○共通乗降場(主な集客施設に設置:公共施設、病院、商業施設、駅等)

○自宅前あるいはその付近(利用登録者が乗降場として設定)

(9) 利用対象者

○全町民(一人で乗降が可能な方)

○利用者は事前の登録が必要

(10) 予約受付

○予約受付期間:利用日の1週間前から利用時間の1時間前まで

○予約受付時間:8:00~17:00(年末年始を除く)